

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化!

道路交通法の改正により、令和6年11月1日から自転車の危険な運転（運転中のながらスマホ・酒気帯び運転及びほう助）に新しく罰則が整備されました。

スマートフォンなどを左手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。（停止中の操作は対象外）

違反者は、6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対しても新たに罰則が整備されました。

違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車の運転に関し、信号無視、指定場所一時停止違反、遮断踏切立入りなどの交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を繰り返して行った場合は自転車運転者講習制度の対象となります。「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は講習制度の対象になります。重大事故を防ぐため、交通ルールを順守し、安全運転を心がけましょう。



交通安全 コラム

vol.65



住民課
くらしの安心・安全係
☎ 85-8171

消費生活コラム vol.61

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

海産物の

電話勧誘トラブルに注意

事例

- ▷ 自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。（90歳代）

- ▷ 海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。（60歳代）

ついでに助言

- ★電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ★ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- ★断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。
- ▷ 商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- ★電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。
- ★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

（佐賀県消費生活センター ☎ 0952-24-0999、消費者ホットライン ☎ 188）

（参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報 第495号より）

有料広告

あっ!という間にお湯を出す!

給湯器

のトラブルなら

そくとう

即!湯サービス

15時までに連絡いただければ当日中に対応いたします

TEL 0942-83-3059

株式会社
IOSUPRO トスプロ

住所 / 佐賀県鳥栖市儀徳町2927番地1
営業時間 / 9:00~17:00 (月~土曜日)

※当日の業務の都合により、翌日以降の対応になる場合がございます。※定休日は受付のみ対応させていただきます。



即駆けつけ、お湯が出るまでございませう!

給湯サービスキャラクター
そくとうくん